

(4) 乗降環境や待合環境の見直し

## 北海道岩内町

### 取組概要

コミュニティバスの運行について、複数回にわたるアンケート調査や障害者団体等を含む多様な構成員による協議により、幅広くニーズを把握。ニーズに対応し、車両をノンステップバスに変更することにより、障害者等の乗降環境を向上  
 【関連分野：①既存公共交通ネットワークの再編、②既存公共交通のダイヤ・運賃等のサービスの改善、④経費削減、⑤その他】

### 基本情報

人口（令和元年度）	12,314人	地域公共交通関係支出 合計（平成30年度）	35,689千円
面積（令和元年度）	70.6km <sup>2</sup>	国補助金	—
人口密度（令和元年度）	174.43人/km <sup>2</sup>	道補助金	—
人口増減率（令和元年）	-2.45%	その他	3,750千円
高齢化率（令和元年度）	36.9%	一般財源	31,939千円
財政力指数（令和元年度）	0.32	地域公共交通網形成計画 の策定	平成28年3月
市町村合併	—	バス事業者数 （令和元年度）	2
担当職員数 （令和元年度）	1	タクシー事業者数 （令和元年度）	2

### 交通体系

鉄道	乗合バス・乗合タクシー		タクシー	自家用有償旅客運送	その他
	定時定路線型	デマンド型			
	○ 民間路線バス ◎ 「いわない循環バス 『ノットライン』」		○		

※ ○：町内で運行している交通手段  
 ◎：町内で運行している交通手段のうち、本事例表の取組で紹介するもの

## 現在の交通体系に至るまでの経緯

### 再編前

- 民間路線バスは市町村をまたぐ広域移動が主で、市街地を走行する公共交通手段がなく、病院や商業施設、役場等の町内の主要施設への移動が困難な状況

### 経緯

#### ①既存公共交通ネットワークの再編(→p.206)

##### 岩内町地域公共交通網形成計画の策定

- 町内の地域公共交通の現状把握のため、住民へのニーズ調査や町内路線バスの利用実態調査、交通事業者等の関係団体へのヒアリング調査を実施
- 岩内町地域公共交通活性化協議会において町の地域公共交通の課題や方針について協議
- 上記で把握した課題を踏まえ、計画では町内の主要施設とバスターミナル、後背住宅地等を面的にネットワークする新たな公共交通網の形成を方針付け

##### いわない循環バス「ノッタライン」の導入

- 導入に当たり、平成27年度に秋季及び冬季の計2回の実証運行を実施
- 実証運行を踏まえ、利用人数に応じた車両の仕様の変更や利用実態に合ったルートの設定を行い、平成28年10月にいわない循環バス「ノッタライン」の本格運行を開始

##### ⑤その他(→p.217)

- 岩内町地域公共交通活性化協議会構成員の商店街連合会と連携し、バスの利用運賃に応じて商店街で使用できるポイントを付与する等の利用促進の取組を実施

#### ②既存公共交通のダイヤ・運賃等のサービスの改善(→p.212)

##### ニーズ調査の実施

- 町役場やバスターミナル等に設置した「目安箱」等により、いわない循環バス「ノッタライン」の利用者ニーズを把握

##### 運行車両の変更

- 高齢者等の利便性の向上のため、運行車両をノンステップバスに変更

##### ④経費削減(→p.215)

- 車両の変更は車両の維持管理費用低減の目的もあり

##### 運行範囲の拡大

- 民間バス路線が廃止された区域の一部に運行範囲を拡大

バスターミナルと円山地域(市街地から離れた山麓地域)を結ぶ民間路線バスの廃止

##### 乗合タクシーの実証運行の開始

- 民間路線バスの廃止に伴い公共交通空白地域となった円山地域において、定時定路線型の乗合タクシーの実証運行を開始

### 再編後

現在の岩内町の主な公共交通は以下のとおり(→p.218)  
民間路線バス、タクシー、いわない循環バス「ノッタライン」、乗合タクシー(実証運行中)

## 取組内容の詳細

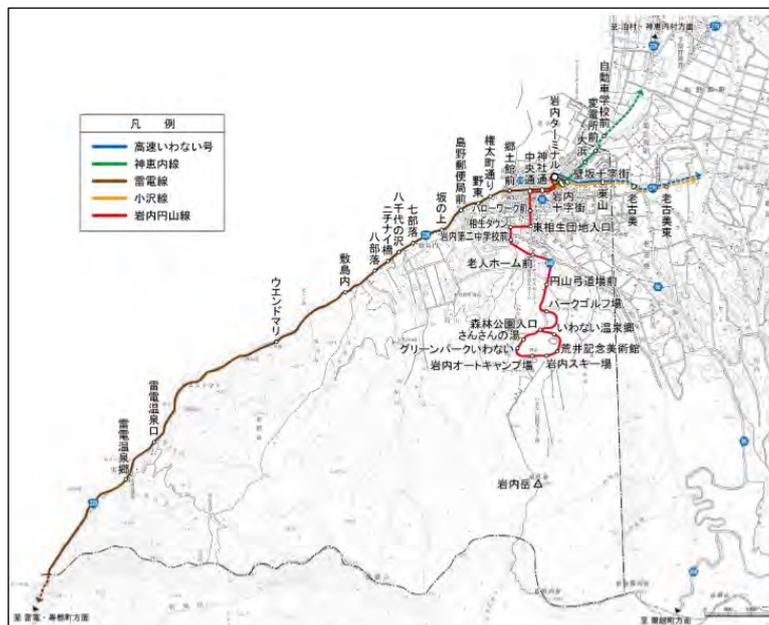
### ①既存公共交通ネットワークの再編

#### [取組] 市街地を循環する乗合バスの導入により、住民の町内移動や幹線バス利用の利便性を向上

##### <背景事情>

- 岩内町では、町と他市町村を結ぶ民間路線バスが4路線あり、市町村間の公共交通のネットワークは一定の交通サービスを充足していた。一方で、市町村間を結ぶ民間路線バスは、基本的に国道をルートとしてバス停留所は国道沿道にしかなく、面的に市街地をカバーするような路線とはなっていなかった。
- 具体的には、町内だけで完結するバスはバスターミナルと郊外のレクリエーションゾーンである円山地区を結ぶ1路線（岩内円山線。図1参照）のみであり、病院、大型商業施設、役場、郵便局などの主要施設が立地する市街地を通るバス路線がないなど、町内移動や幹線交通に接続するためのフィーダー交通(※)が不足している状況にあった。  
※ フィーダー交通とは、バスの停留所や鉄道駅等において、地域間を結ぶ幹線交通と接続する枝線となる交通を指す。
- 住民からも町内の各地域から主要施設に移動できるような面的にネットワークする公共交通の整備の要望や意見が出されていた。

図1 路線バス運行ルート（平成28年3月）



(注) 「岩内町地域公共交通網形成計画」(平成28年3月)による。

##### <取組内容>

町は、町内の移動の足の確保のため、岩内町地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）において、町内を面的にネットワークする新たな公共交通網の形成を基本方針の一つとし、以下のとおり取組を実施している。

○ 乗合バス（いわない循環バス ノッタライン）の運行開始（平成28年10月）

- ・ ニーズ調査や岩内町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）での協議を踏まえ、平成27年度に2回（秋季及び冬季）の実証運行を実施。この運行を通じて運行ルートの需要や利用者数を把握し、平成28年10月からの本格運行に反映

（取組に至る詳細な経緯）

上記取組に至る詳細な経緯は、以下のとおりである。

(1) 協議会の設置

- 町は平成26年2月、町内の地域公共交通の在り方や活性化の方策の検討等のため、協議会を設置した。
- 協議会では、表1のとおり、網形成計画の策定に係る検討や乗合バス導入に係る検討等を実施した。

表1 協議会における主な協議内容

回	時期	主な協議内容		備考
		網形成計画（※）策定に関する事項 ※本表内では、「計画」と表記	乗合バス導入に関する事項	
第2回	平成26年7月11日	・ 計画策定のための調査業務の委託や調査内容について検討		
第3回	平成26年9月4日			
第4回	平成26年11月21日	・ 計画策定のための調査結果の報告 ・ 町内の地域公共交通の課題の整理		
第5回	平成27年2月6日			
第7回	平成27年8月24日		・ 実証運行（秋季）の運行内容（ルート等）の検討	
第8回	平成27年11月20日	・ 計画の骨子の検討等	・ 実証運行（秋季）の結果報告 ・ 実証運行（冬季）の運行内容の検討	・ 障害者団体から車椅子やベビーカー利用に関する要望あり ・ 商店街連合会から、連携の提案あり
第9回	平成28年2月19日	・ 計画案の検討	・ 実証運行（冬季）の中間報告	
第10回	平成28年3月18日		・ 実証運行（冬季）の結果報告	
第11回	平成28年5月13日		・ 本格運行の運行内容（料金・ダイヤ・ルート等）の検討	
第12回	平成28年6月27日			

（注）1 当省の調査結果による。

- 2 協議会の構成員は、バス事業者、タクシー事業者、行政機関（北海道開発局、運輸局、道、警察署、町）、学校等（小中学校校長会、町内高等学長校長、PTA 連合会、町教育委員会）、地域住民又は利用者の代表（老人クラブ連合会、障害者福祉協会、商工会議所、観光協会、社会福祉協議所等）である。

(2) 町内のニーズ等の把握調査の実施

- 町は網形成計画の策定に当たり、住民ニーズの把握や地域公共交通の活性化に向けた課題の整理等のため、表2のとおり、住民に対するアンケート調査等や交

通事業者、社会福祉協議会等の関係団体等に対するヒアリング調査を実施した。

表2 網形成計画策定に係る調査

調査内容	実施時期	実施手法	備考
住民ニーズの把握	平成26年 9～10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査票の郵送（年齢層ごとに2,000世帯を抽出）</li> <li>町内の公共施設等5か所へのアンケート調査票の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>買物、通院などに便利な町内を循環するバスの運行の要望あり</li> </ul>
町内路線バスの乗降者数等調査	平成26年 10月2日 平成27年 1月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩内バスターミナルを起点に運行する全路線バスを対象に、バス停間の乗降実態・移動実態を調査（夏季・冬季）</li> <li>バス利用者に対するインタビュー調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスを利用する際の移動先は町外が多いとの結果（周辺町村も含め、住民生活圏となっている。）</li> </ul>
公共交通事業者や関係団体等の意向把握（ヒアリング調査）	平成26年 10～11月	対象は以下の事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>岩内町社会福祉協議会</li> <li>岩内町老人クラブ連合会</li> <li>タクシー・ハイヤー事業者</li> <li>民間路線バス事業者</li> <li>ホテル事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会や老人クラブ連合会から、市街地を循環する公共交通の導入の要望あり</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

- 上記の調査結果等から、町では地域公共交通の活性化に向け、町内の移動の足の確保や町民の積極的な公共交通利用に向けた地域との協働等が課題であると分析した。

### (3) 乗合バスの実証運行の実施

- 網形成計画策定に当たり、町にとって最適な交通手段を探るため、平成27年度に秋季と冬季の2回、乗合バスの実証運行を実施した。実証運行の概要は表3のとおりである。
- 秋季の実証運行では、運行車両については、定員10名以上の車両を使用することとしていた（運行業務仕様書に記載）。そのため、運行事業者の指名競争入札は町内を運行するバス事業者及びタクシー事業者が参加でき、競争入札の結果、バス事業者（ニセコバス（株））に委託することとなった。
- 冬季の実証運行は、秋季の実証運行結果を踏まえ、次のような変更を行い実施した。
  - ・ 秋季の最大乗車人員が15名と一定の利用があったことや、他の市町村の実施例からも冬季は利用者が1～2割増えると想定されることから、運行業務仕様書を20名以上の運送が可能な車両に変更した。なお、その結果、委託することができる事業者がバス事業者のみとなり、秋季に引き続きニセコバス（株）に委託することとなった。
  - ・ 運行ダイヤについても、秋季の実証運行の結果を踏まえ、秋のダイヤでは遅れがみられたことや、冬季は降雪により、秋季以上に遅れが想定されることから、時間に余裕を持ったダイヤに変更することとなった。

表3 乗合バス実証運行の概要

	秋季	冬季
期間	平成27年10月5日～11月4日 (31日間)	平成28年2月8日～3月9日 (31日間)
便数	循環便10便/日	循環便8便/日
ダイヤ	始発8:00発、最終便18:30発(19:32 運行終了) 1循環当たり所要時間62分 運行間隔70分/便	始発7:50発、最終便18:20発(19:35 運行終了) 1循環当たり所要時間75分 運行間隔90分/便
運賃	中学生以上：100円 小学生以下、障害者手帳保有者及び介助者：無料	
利用者数	延べ2,033人	延べ2,663人
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冬季における需要を調査するために実施</li> <li>・ 道路環境等を考慮し、秋季から一部ルートを変更</li> <li>・ 商店街連合会及びいわないポイントカード会と連携し、利用者に商店街で利用できるポイントを付与</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

- また、秋季及び冬季の実証運行期間中には、地域住民の乗合バスへのニーズを把握するため、表4のとおり、
- ① 乗合バスの利用者に対する利用実態調査及び利用者ニーズ調査
  - ② 老人福祉センター利用者のうち、実証運行時に利用しなかった者に対し、その理由等の聞き取り
- も実施した。

表4 実証運行時に実施した調査等

調査内容	実施時期	実施手法	備考
実証運行利用実態調査	秋季:平成27年10月5日～11月4日 冬季:平成28年2月8日～3月9日	・ バス停別の乗降客数をバス乗務員が調査	・ 1日当たりの平均利用者数が秋季65.6人、冬季85.9人と一定の利用者数があることを把握
利用者ニーズ調査	秋季:平成27年10月25,26日 冬季:平成28年2月14,15日	・ 調査員がバスに同乗し、利用目的や乗降車バス停等をインタビュー調査 ・ 平日及び休日別の特性を把握するため、平日・休日各1日調査	・ 利用者の主な目的は買物や通院等 ・ 利用者から運行範囲や停留所の拡大等の要望あり
実証運行時の非利用者への聞き取り	平成28年1月15日	・ 老人福祉センターにおいて冬季実証運行の周知と併せて聞き取りを実施	・ 利用しなかった理由として、「車の運転ができるので利用する必要がない」が最多

(注) 当省の調査結果による。

(4) 網形成計画の策定

- 町は、ニーズ調査の結果、実証運行、協議会での検討等を踏まえ、平成28年3月に網形成計画を策定した。
- 網形成計画では、町内における移動の足を確保するため、町内の主要施設とバ

スターミナル、住宅街等を面的にネットワークする新たな公共交通網の形成が方針の一つとして位置付けられており、具体的な事業として町が事業主体となり乗合バスの運行を行うこととされている。

- なお、網形成計画の策定に当たっては、平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画策定事業））を活用しており、交付された補助金 275 万 5,000 円を網形成計画策定に係る調査業務委託料や実証運行の実施等に充てている。

(5) 本格運行の開始

- 網形成計画に基づき、平成 28 年 10 月から乗合バスである「いわない循環バスノッタライン」（以下「ノッタライン」という。）の運行を開始した。
- 実証運行と本格運行の運行内容を比較すると、表 5 のとおりであり、
  - ① 実証運行時、運賃は 100 円としていたが、民間路線バスの初乗り料金が 170 円であること等を考慮し、民業圧迫を避けるため、150 円に引上げ
  - ② 実証運行でほとんど利用がなかった区域があったことや通行の安全確保の観点等から、本格運行ではルートも変更などの見直しを実施し、本格運行を開始している。

表 5 実証運行と本格運行の運行内容の比較

	実証運行（冬季）	本格運行（平成 28 年 10 月）
便数	循環便 8 便/日	循環便 8 便/日 日曜日及び年末年始は 6 便/日（1 月 1 日は運休）
ダイヤ	始発 7:50 発、最終便 18:20 発（19:35 運行終了）	始発 7:30 発、最終便 17:45 発（19:05 運行終了）
運賃	中学生以上：100 円 小学生以下、障害者手帳保有者及び介助者：無料	中学生以上：150 円 小学生以下、障害者手帳保有者及び介助者：無料
その他	バス停留所は電柱に時刻表を貼り付けたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バス停留所の名称を実証運行時の商店の名前等から、既存のバス停留所の名称と統一又は公共性のある名称に変更</li> <li>・ バス停留所はバス停留所看板を設置</li> </ul>

（注） 当省の調査結果による。

- なお、運行は実証運行時と同じバス事業者（ニセコバス（株））に委託しており、運行開始前の平成 28 年 6 月に同社と運行に関する協定を締結している。
- また、運行に当たっては、平成 29 年度以降は地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用している。平成 29 年度は交付された補助金 446 万 6,000 円を人件費や燃料費等の運送費に充てている。  
 なお、ノッタラインの運行に当たっては、表 6 のとおり運行費の赤字が生じているが、当該赤字分は町から事業者に補助している。

表6 ノッタライン運行に係る収支状況の推移

(単位：千円)

区分		平成28 年度	29	30
収入	営業収益（運送収入）(A)	1,838	3,463	4,226
	国庫補助金(B)	0	4,466	4,356
営業 費用	運送費(C)	12,470	21,341	19,695
	人件費	5,659	11,746	11,304
	燃料油脂費	1,168	2,232	1,981
	その他	5,643	7,363	6,410
経常損益（町負担額）(A)+(B)-(C)		▲10,632	▲13,412	▲11,113

(注) 当省の調査結果による。

〈取組の工夫、効果等〉

- ノッタラインの運行開始により、市街地移動の利便性が向上し、利用者数も増加傾向にある（利用者数の推移は「②既存公共交通のダイヤ・運賃等のサービスの改善」参照）。

## ②既存公共交通のダイヤ・運賃等のサービスの改善

**[取組]** 利用者へのアンケート調査等を踏まえ、ノンステップバスへの車両変更により障害者等の利便性を向上する等、利用者のニーズに応じた見直しを実施

### 1. 運行車両の変更

#### 〈背景事情〉

- 平成28年10月のノッタライン導入当初、車両は委託先のバス事業者が所有する乗車定員22人のものを使用していたが、乗降口が高く、段差がある設計となっていたことに加え、老朽化も進んでいた。
- 協議会において、構成員の障害者団体から、車いすやベビーカー利用者、高齢者等が乗車できるような車両の要望があった。また、平成26年9月に住民に実施したアンケート調査でも、ノンステップバス導入の要望が寄せられていた（アンケート調査の詳細は「①既存公共交通ネットワークの再編」を参照）。

#### 〈取組内容〉

町では、アンケート調査結果等を基に、車いすやベビーカー利用者、障害者等誰でも乗り降りしやすいユニバーサルデザインの「国土交通省認定標準仕様ノンステップバス」を導入することを網形成計画に方針付け、以下のとおり、平成30年7月に新車両として購入した。

#### ○ ノンステップバスの導入（平成30年7月）

- ・ 協議会において、新車両の仕様等について協議
- ・ 平成30年6月にノンステップ型かつスロープ付きの定員32人のバスを購入し、7月から使用を開始
- ・ なお、車両の購入には国庫補助金（公有民営方式車両購入費国庫補助金）を活用。差額は町が負担（※）

※ 補助額750万円、町負担額1,007万4,000円

#### 〈取組の工夫、効果等〉

- ニーズに対応し、ノンステップバスを導入したことにより、高齢者や障害者等の利便性を確保・向上させることができた。また、新たに車両を購入することにより、整備費用を削減することができた（詳細は「④経費削減」参照）。
- なお、障害者の利用者数の推移は、表7のとおりであり、年々増加している。

表7 ノッタラインの障害者年間利用者数

（単位：人）

年度	平成28	29	30	令和元
利用者数	2,510	5,971	7,790	9,119
月平均	418	498	649	760

（注）1 当省の調査結果による。

2 平成28年度の年間利用者数は、28年10月から29年3月までの利用者数である。

### 2. 運行範囲の変更

#### 〈背景事情〉

- 平成30年3月末に民間路線バスの路線である「岩内円山線」が廃止されたことにより、当該路線が運行していた地域では利用できるバス路線がない状況となっていた。

### 〈取組内容〉

町では、平成 30 年 3 月から「いわない循環バス『ノッタライン』利用者アンケート」を実施しており、アンケートから把握した意見・要望を踏まえ、以下の点を改善した。

### ○ 運行範囲を拡大し、民間路線バスの路線廃止により交通空白地帯となった区域の移動の足を確保（平成 30 年 12 月）

（取組に至る詳細な経緯）

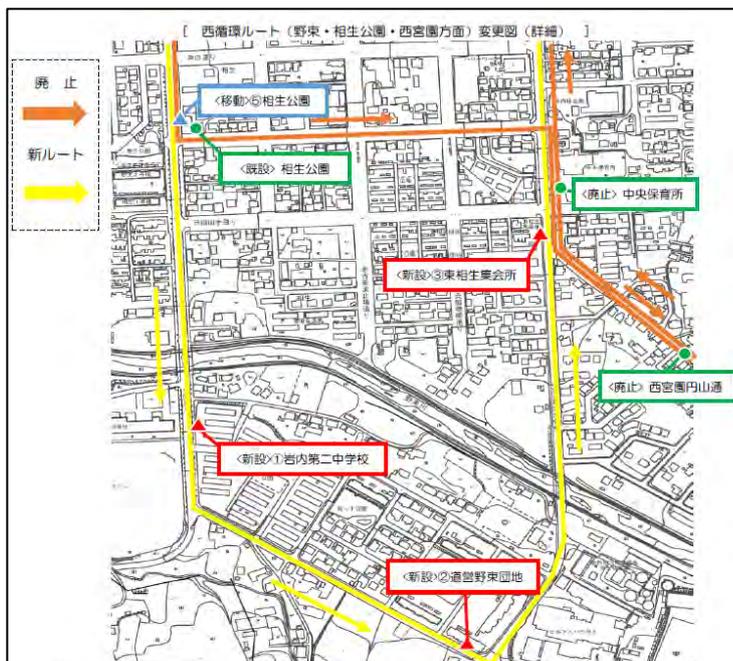
#### （1）アンケート調査によるニーズ把握

- 町では、ノッタライン導入後の平成 30 年 3 月から、利用者アンケートを実施しており、岩内町役場、バスターミナル等に所定のアンケート用紙とそれを入れるための「目安箱」を設置するとともに、町のホームページでもアンケートを受け付けている。
- 平成 30 年 3 月末に民間路線バスの路線である「岩内円山線」が廃止されたことにより、当該路線が運行していた地域（相生・野東地区の一部地域）ではバス路線がなくなったため、上記の利用者アンケートでは、ノッタラインが当該地域も運行してほしいとの声が多く寄せられた。

#### （2）運行ルートの見直し

- 利用者アンケートの意見・要望等を基に、平成 30 年 9 月に協議会において、ノッタラインのルートを変更し、民間路線バスの路線が廃止となった地域の一部を経由することについて協議を行った。
- 協議を踏まえ、平成 30 年 12 月から、図 2 のとおりルートの変更及び停留所の新設や整理を行い、運行範囲を拡大した。

図 2 運行ルートの見直し箇所



（注）第 17 回岩内町地域公共交通活性化協議会資料による。

(3) 利用者数の推移

- ノッタラインの利用者数は、表 8 のとおり、平成 28 年度から令和元年度まで増加傾向にある。

表 8 ノッタラインの年間利用者数

(単位：人)

区分	平成 28 年度	29	30	令和元
利用者数	16,230	31,754	39,184	42,540
月平均	2,705	2,646	3,265	3,545

(注)1 当省の調査結果による。

2 平成 28 年度の年間利用者数は、28 年 10 月から 29 年 3 月までの利用者数である。

<取組の工夫、効果等>

- 利用者のニーズの把握とそれを踏まえた運行条件の見直しを行い、利便性向上を図ることにより、ノッタラインが住民の足として定着するとともに、利用者数も増加している。

#### ④経費削減

### 〔取組〕 車両の変更により、維持管理費等を低減するとともに、運賃引き上げにより町の財政負担を軽減

#### 〈背景事情〉

- ノッタライン導入当初に使用していた車両は老朽化が進んでいたことから、車両整備費用の負担が大きくなっていった。
- ノッタラインは利用者数の増加に伴い、運賃収入も増額となっていたが、平成 29 年度の収支率（運行収入/運行経費）は 16.2%と、近隣町村が 40%前後であるのと比較して低く、また、今後人件費等の運行経費の増加が見込まれることから、持続可能なバス交通を実現するため、運行収入を上げる必要があった。

#### 〈取組内容〉

##### i) 車両の維持管理費の削減（平成 30 年 7 月）

- ・ 導入当初に使用していた車両は老朽化が進んでいたこと、ノンステップバス使用の要望があったことから、町では平成 30 年 7 月に新車両を購入し、整備費用の削減を図るとともに、高齢者や障害者等の利便性の確保・向上を図った（購入の経緯は「②既存公共交通のダイヤ・運賃等のサービスの改善」参照）。

##### ii) 運賃の改定（令和元年 10 月）

- ・ 令和元年 10 月の消費税の増税に合わせ、運賃を 150 円から 200 円に改定した。
- ・ 町は改定の理由について、①運転手確保のための人件費や消費税増税に伴う維持管理費の増加など、今後の運行経費の増額に見合った受益者負担を確保することで持続可能なバス交通を実現するため、②これまで交付を受けていた地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の上限額が人口減少等(※)により減額となる見込みであるため、③現行の料金設定は岩内ターミナル発着の路線バスの初乗り料金を参考としており、消費税増税に合わせてその運賃も上がる見込みであることから、運賃格差の緩和を図るためとしている。

※ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金は人口に基づいた計算により上限額が決定するため、人口減少により減額となる。

#### 〈取組の工夫、効果等〉

- 新車両の導入により、車両の維持管理費用を低減することができ、運行経費は平成 29 年度と 30 年度を比較すると、164 万 6,000 円減少した（表 9）。
- 運賃の改定及び利用者数の増加により、運賃収入も増加傾向にあり、町の財政負担軽減につながった。

表9 岩内町のノッタラインの運行に要する経費の推移（財政負担等の内訳）

（単位：千円）

区分	平成28年度	29	30	令和元
運行経費（A）	12,470	21,341	19,695	20,704
国庫補助金（B）	0	4,466	4,356	4,336
運賃収入（C）	1,839	3,463	4,227	5,276
町負担額（A-B-C）（D）	10,631	13,411	11,112	11,092
運賃収支率（C/A）	14.74 %	16.23 %	21.46 %	25.48 %
町負担率（D/A）	85.26 %	62.84 %	56.42 %	53.57 %

（注）1 当省の調査結果による。

2 平成28年度は、28年10月から29年3月までの運行に要した経費である。

3 各項目の金額は単位未満を四捨五入しているため、合計や割合が一致しない場合がある。

## ⑤その他

### [取組] 商店街連合会と連携した利用促進の取組を実施

#### <背景事情>

- 平成 28 年 2 月に乗合バスの実証運行（冬季）の内容を検討する際、商店街連合会からバスの利用促進と商店街の利用促進や滞在につながるような取組を連携して行うことについて提案があった。
- 平成 28 年 3 月に策定された網形成計画においても、地域が一体となって公共交通を支えるため、商店街連合会との連携を行うこととされていた。

#### <取組内容>

ノッタライン及び商店街の相互の利用促進のため、商店街連合会と連携し、以下の取組を実施した。

#### ○ 商店街で利用できるポイントをバス利用者に付与（平成 28 年 2 月、29 年 4 月）

- ・ 実証運行期間中、乗合バスの利用客に商店街で利用されているポイントカードにポイント（※）を付与できる券を配布

※ 1 回の乗車時に 1 円分のポイントを付与できる券を配布。実証期間中に 978 枚の配布実績

- ・ 平成 29 年 4 月にノッタラインの回数券を販売してからは、回数券購入時にポイントカードにポイントを付与する取組を開始（※）

※ 10 枚つづり 1,500 円の回数券購入時にポイントカードに 15 円分のポイントを付与。令和元年 10 月に 10 枚つづり 2,000 円に改定したが、付与するポイントは変更していない。

- ・ なお、回数券購入分のポイントの付与にかかる負担金は、協議会が利用促進事業費として負担している（令和元年度は、協議会から 1 万 7,040 円の費用を負担）。

#### <取組の工夫、効果等>

- 商店街連合会と連携し、地域が一体となって公共交通を支える取組の推進につながった。
- 利用者アンケートでも、回数券購入時のポイント加算について、好評の声が寄せられている。



<タクシー>

町内では、2社のタクシー事業者が営業しており、両社とも町内全域を運行エリアとしている。

<ノッタライン>

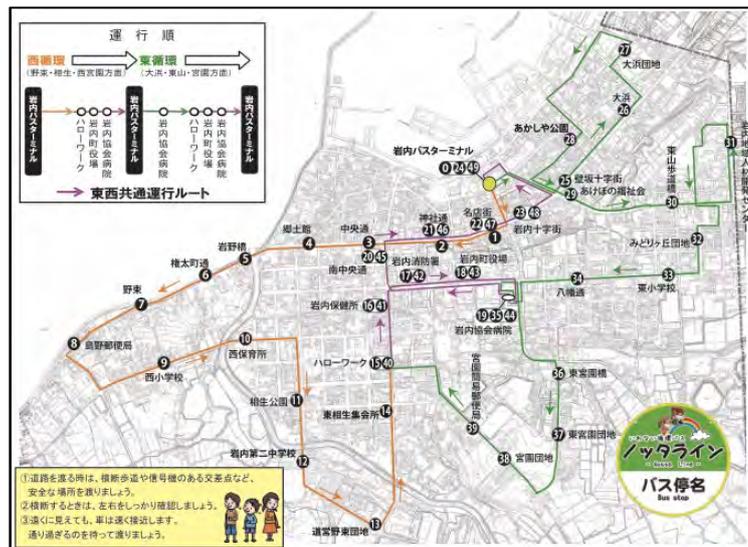
平成28年10月から本格運行している乗合バス（ノッタライン）は、岩内バスターミナルを起終点とし、町内の市街地を循環している。

表10 ノッタラインの運行体制等（令和3年度）

項目	内容
ルート	岩内バスターミナルを起終点とし、西循環と東循環に分けて連絡
ダイヤ・便数	定時定路線 循環便 8便/日（7:30～19:05） 日曜日及び年末年始は6便/日（9:00～17:40） 1月1～2日は運休
運賃	中学生以上 200円 小学生以下、障害者手帳保有者及び介助者 無料
車両	32人乗りノンステップバス1台
運行事業者	ニセコバス（株）

（注） 当省の調査結果による。

図5 運行ルート図



（注） 岩内町のホームページによる。

<円山地域乗合タクシー>

円山地域乗合タクシーは、平成30年3月に民間路線バス（岩内円山線）が廃止されたことに伴い、代替の交通手段として、円山地域の公共交通不便地域の解消や高齢者等の自立支援・健康増進、日常生活の利便性向上、観光振興のため、令和2年6月から実証運行が開始された。

導入の経緯として、町にバス路線復活の要望等が平成30年3月から12月の間に32件寄せられるなど、円山地域の住民や温泉施設利用者等から廃止代替手段に関する要望が出されたことがある。協議会で平成30年度から令和元年度に運行内容の検討が行われ、ダイヤ作成時にはノッタラインとの接続が考慮された。

実証運行の期間は当初は令和3年3月31日までとされていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で観光アクセス実証データが十分に得られなかったため、4年3月末まで実証運行が延長された。

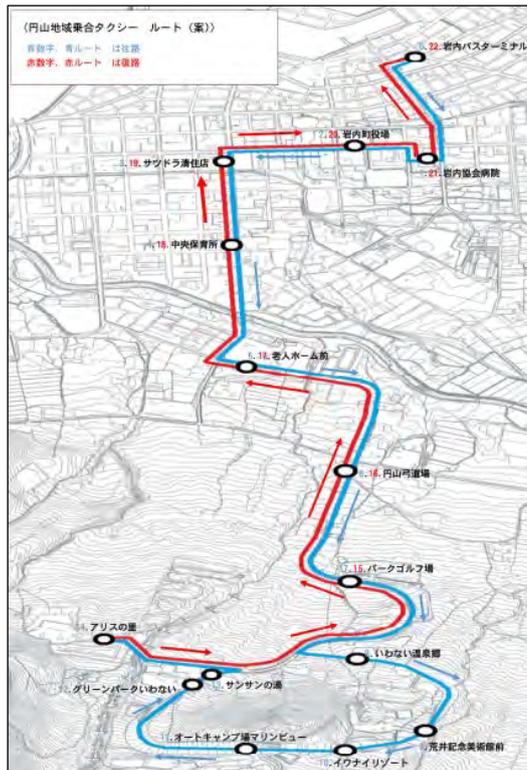
町は実証運行データを基に本格運行の実施について検討している。

表 11 円山地域乗合タクシーの運行体制等（令和3年度）

項目	内容
ルート	岩内バスターミナルを起終点とした循環便
ダイヤ・便数	定時定路線 循環便 4 便/日 (8:55~15:25)
運賃	中学生以上 200 円 小学生以下、障害者手帳保有者及び介助者 無料
車両	10 人乗り車両 (ジャンボタクシー)
運行事業者	(株) キングハイヤー

(注) 当省の調査結果による。

図 6 運行ルート図



(注) 岩内町のホームページによる。

## 地勢

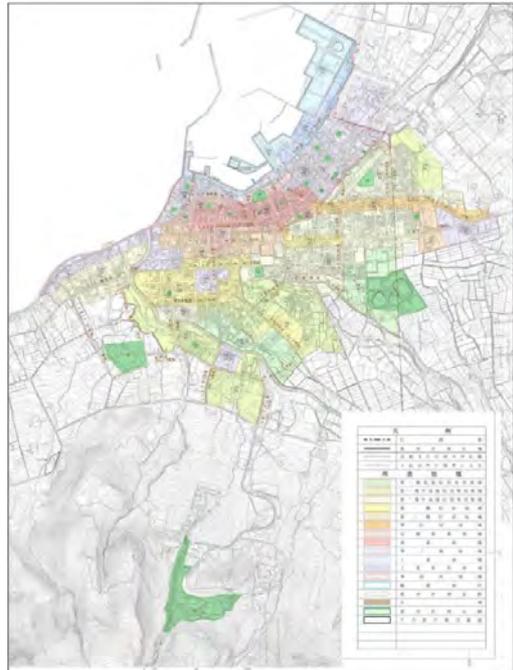
- 岩内町は、北海道の西部、後志管内のほぼ中央に位置し、北は岩内湾を介して積丹半島を眺望し、西は日本海を臨んでいる。南は岩内岳やニセコ連峰の山並みが連なり、東は共和町と一体的な岩内平野を擁し、丘陵部は農業・観光ゾーンが形成されている。また、海岸沿いの国道 229 号等を軸として市街地が形成されている。
- 岩内町と寿都・江差方面や積丹半島経由で余市町と連絡する国道 229 号が整備されているほか、国道 276 号から国道 5 号経由で小樽・札幌方面、倶知安さらには、道南方面へ連絡する広域交通ネットワークが形成されている。
- 岩内町は、隣接する共和町と一体となった市街地が形成されており、居住地は都市計画用途地域内がほとんどとなっている。用途地域以外では、国道 229 号沿道西部や円山地域（市街地から南側にある岩内岳麓の地域）に、一部居住地がみられるが、飛び市街地や遠隔地における人口集積地はなく、コンパクトな市街地が形成されている。

図 7 岩内町の位置



(注) 「岩内町地域公共交通計画」(令和 3 年 3 月)による。

図 8 岩内町都市計画図

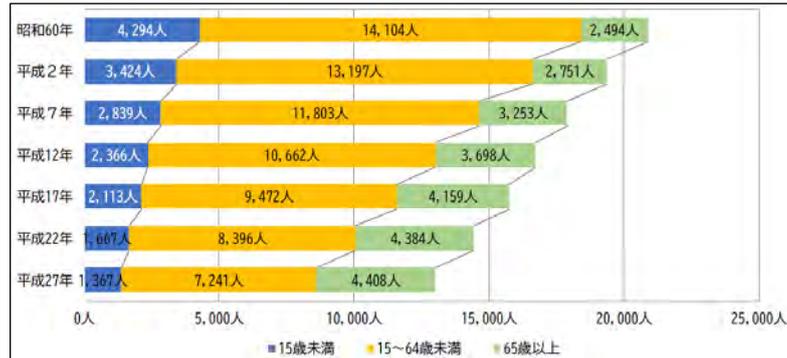


(注) 「岩内町地域公共交通計画」(令和 3 年 3 月)による。

## 人口

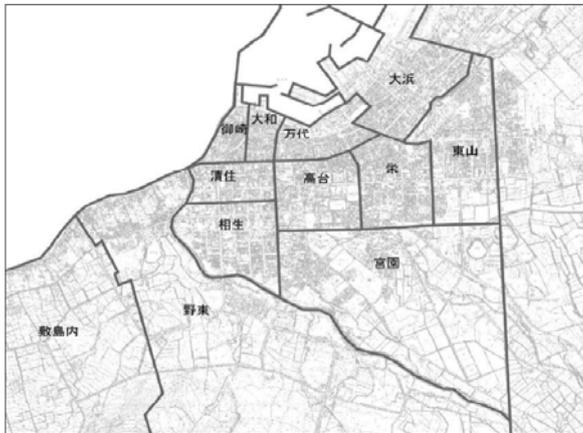
- 岩内町の人口は、昭和50年の2万5,823人をピークに、以降は図9のとおり減少が続き、平成27年には1万3,402人となっている。
- 総人口が減少する中で65歳以上人口は増加しており、平成27年の構成比において65歳以上人口は約33.9%と、北海道全体(29.1%)と比較しても高齢化が進行している。
- 地区別・年齢3区分別人口は図11のとおりとなっている。

図9 年齢3区分別人口の推移



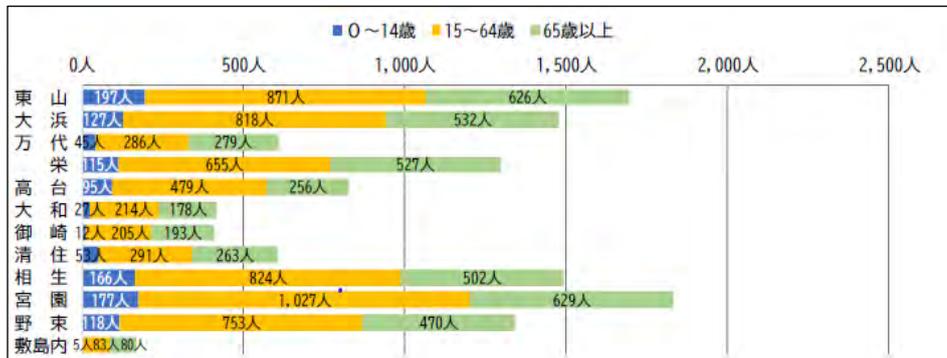
(注) 「岩内町地域公共交通計画」(令和3年3月)による。

図10 地区分布図



(注) 「岩内町地域公共交通計画」(令和3年3月)による。

図11 地区別・年齢3区分別人口

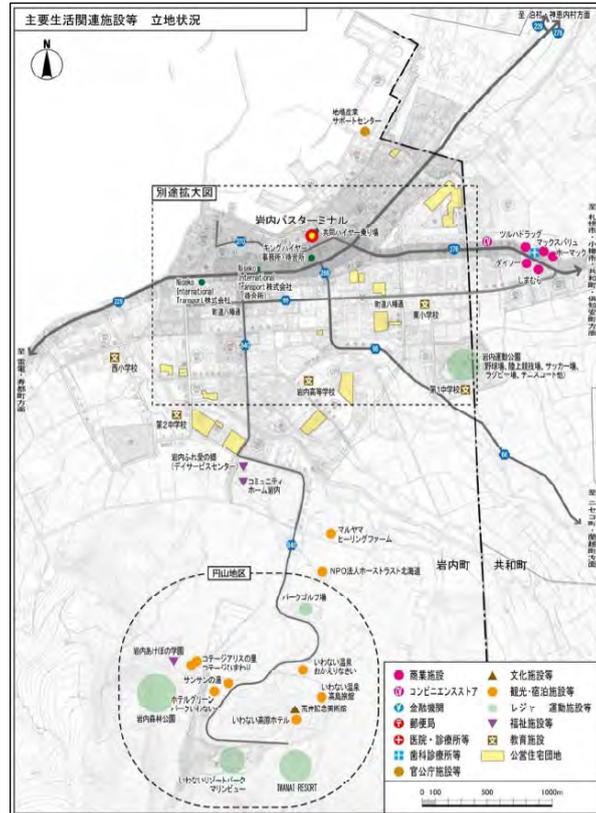


(注) 「岩内町地域公共交通計画」(令和3年3月)による。

## 主要施設の分布

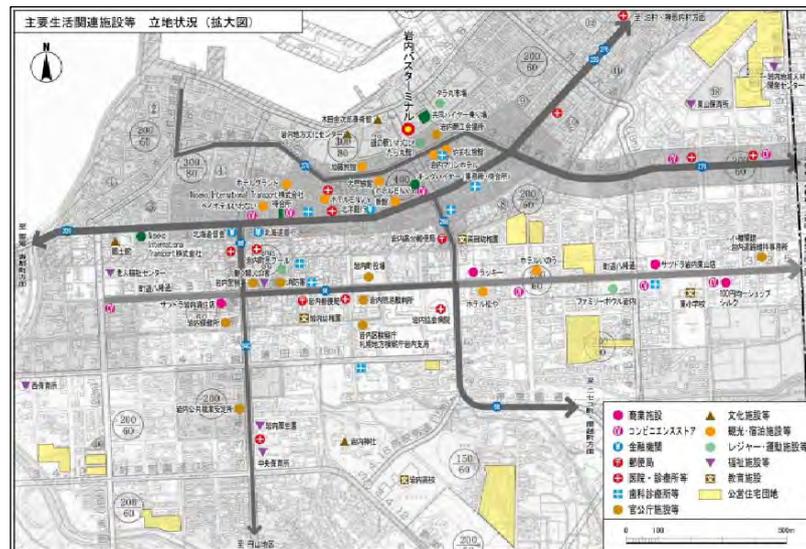
- 主要な生活関連施設等の分布状況をみると、中心商店街、町道八幡通、道道 66 号岩内洞爺線、国道 276 号沿道の市街地に主要な生活関連施設等が立地している。
- 公営住宅団地は、中心部を取り巻くような形で市街地の外側に分布している。
- 円山地域には温泉ホテルやスキー場、キャンプ場などが立地している。

図 12 主要生活関連施設立地状況



(注) 「岩内町地域公共交通計画」(令和 3 年 3 月)による。

図 13 主要生活関連施設立地状況(市街地拡大図)



(注) 「岩内町地域公共交通計画」(令和 3 年 3 月)による。